

会計監査人に対する報酬等について

1 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団定款第 34 条第 3 項に規定する会計監査人に対する報酬は次のとおりとする。

- ① 会計監査人の報酬は、年額 990,000 円とする。
- ② 前項の場合において、年度の途中に就任又は退任した場合は、報酬年額から 12 を除して得た額に、会計監査人として在任した月数を乗じた額を支給する。ただし、就任又は退任した日の属する月における在任日数が 10 日に満たない月については在任月数に含めない。
- ③ 報酬の支給方法は、3 月末日迄に指定する口座へ振り込むものとする。なお、年度途中で退任した場合は、退任の日から 7 日以内に支払うものとする。

2 この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。